⑤　短期共済新契約高

（単位：件、千円）

種　類	件　数	金　額	掛　金	共済付加収入
○　○　共　済				
○　○　共　済				
（削る）				
（削る）				
（削る）				
（削る）				
（削る）				
合　計				

（記載上の注意）

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載すること。

ハ～チ　（略）

第11～第16　（略）

⑤　短期共済新契約高

（単位：件、千円）

種　類	件　数	金　額	掛　金	共済付加収入
火　災　共　済				
自　動　車　共　済				
傷　害　共　済				
団体定期生命共済				
定額定期生命共済				
賠　償　責　任　共　済				
自　賠　責　共　済				
合　計				

（記載上の注意）

「金額」欄は、保障金額について記載すること。

ハ～チ　（略）

第11～第16　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。ただし、農業協同組合法施行規則第百四十八条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則第百四十八条の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算書類等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る計算書類等については、なお従前の例による。

第三条　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則別記様式は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書のうち令和三年一月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、当該様式を適用することができる。